

# 建設国保に残るための手続きの流れ（適用除外申請）

建設国保

1 登記簿(株式会社になったことを証明する書類)を持参して、支部で「適用除外申請書」の手続き

2 「適用除外申請書」に被保険者であることの証明印を押して返送

5 4で交付された書類のコピーを提出

6 保険証の交付

事業主（組合員）

3 2で証明された書類と必要書類を持参して所轄の年金事務所で手続き  
※同時に厚生年金に加入するときは2枚目にも記入してください。

4 「適用除外承認証」が事業所に送付される  
※年金事務所で承認が下りるまで時間がかかる場合があります

年金事務所



手続きの中身がわからない場合は建設国保にお問い合わせください。

## 上図をやさしく解説

1 支部で適用除外申請の手続き



2 建設国保から事業所に適用除外申請書を返送される



3 適用除外申請書と必要書類を持参して年金事務所で手続き  
※必要書類は年金事務所にお問い合わせください。



4 適用除外承認証の交付



5 適用除外承認証のコピーを建設国保にFAXまたは郵送



6 適用除外に対応した新しい保険証が交付される

